

中小学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂

1 いじめの理解と防止

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。また、学級等の集団の中で、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、「いじめは決して許さない」集団形成が必要である。

このため、学校は教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。

全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが重要であるとならえ、地域、家庭と一体となっていじめの防止に向けた取組を推進していく。

2 いじめ防止に向けた生徒指導基本指針

めざす子供像 『夢や目標に向かって 仲間と共に 自分と仲間のために すすんで考動する子』

重点目標 「トライ&チャレンジ～自分から 自分たちで～」

を受け、生徒指導では、それらの基盤となる

「あたたかな学校・学級風土の中で、自己肯定感を高め、主体的に行動する」

を目指していく。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめの未然防止

「あたたかな学校・学級風土～あたたかな人間関係づくり」をしていくために、教師の基本姿勢として、次のようなことを心掛けていく。

ア 「自分から」行動できる子を目指して

(ア) あたりまえのことがあたりまえにできる子を目指す。

あたりまえのことができている子を認め価値付けることが大切である。子供は大人のように上手くできないと考えることが基本である。また、できなくても努力していること、努力の過程を価値付ける。

(イ) 結果よりも過程を大切にする。

子供は結果を重視してしまうが、教師はその過程を重視し、その子の思いを十分に見取り、評価する。

(ウ) 失敗を生かす。（トライ&ラーン&リトライサイクル）

失敗を次に生かす経験を積むことにより、失敗を恐れず挑戦しようとする子を育てる。

イ 「自分たちで」行動できる子を目指して

(ア) どの子にも活躍できる場を意図的に設定し、自己有用感を高める。

友達や下級生のために、学級や学校をよくするために行動する喜びを味わわせる。

(イ) 考えを交流する場を意図的に設定し、共感的な人間関係をつくる。

まずは、「聞く」ことは相手を大切にすることと捉え、指導の徹底をはかる。そして、温かく聞いてくれる学級の中で、「話す」力を付けていく。さらに、互いの（異なる）考えを交流し互いに認め合う場を意図的に設定し、共感的な人間関係をつくる。

(ウ) 「みんなでつくり上げた」「みんなで解決できた」という喜びを多く体験させる。

この体験を多く積ませることにより、達成感・自己有用感を味わうと共に、仲間意識を高めていく。行事や授業の中で意図的に体験させていく。

(エ) 友達の身体や心を傷つける行為に対しては絶対に許さないという、毅然とした態度で臨む。どの子も安心して過ごすことができるように、学級全員に意識させておく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 子供たちの毎日の学校生活の様子をきちんと観察し、日頃から子供たちの声に耳を傾ける。

イ 子供の心の動きの把握やいじめ等の心配な情報をアンケート等により収集し、素早い対応をする。

ウ 保護者が個々の悩みを相談できるように年2回計画されている教育相談日を有効に活用すると共に、必要があれば随時教育相談をしていく。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合

ア いじめ問題が発生した場合、情報取得者は速やかに情報内容を学級担任に伝える。学級担任が一人で対応することはせず、必ず組織として対応を図っていく。学級担任は速やかに学年部主任・生徒指導主任に相談する。

イ 生徒指導主任は、校長・教頭と連絡をとるとともに、担任と協力しながら該当児童に事実関係の確認をする。また、速やかにいじめ対策委員会を招集し、対策を協議する。

(必要に応じ、外部機関関係者の参加も要請する)

ウ 生徒指導主任は、いじめ対策委員会で協議した内容を、被害児童の保護者に伝え協力を依頼する。

エ 加害児童に対しては、対策委員会で協議した方法で指導するとともに、保護者にも連絡し協力を依頼する。また、いじめが解消するまで、継続指導をする。

※場合によっては、校長の判断で出席停止の措置をとることもある。

オ 被害児童及びその保護者には継続支援をしていく。また、スクールカウンセラーと連絡をとり、カウンセリングを勧める。

カ 校長は、必要に応じて指導経過や指導結果を市教育委員会、PTA等へ報告し、連携をとる。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、市教育委員会の指導の下、警察に相談して対応する。特に子供の命、心身、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報し、連携して対応する。

キ 校長は、加害児童に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。

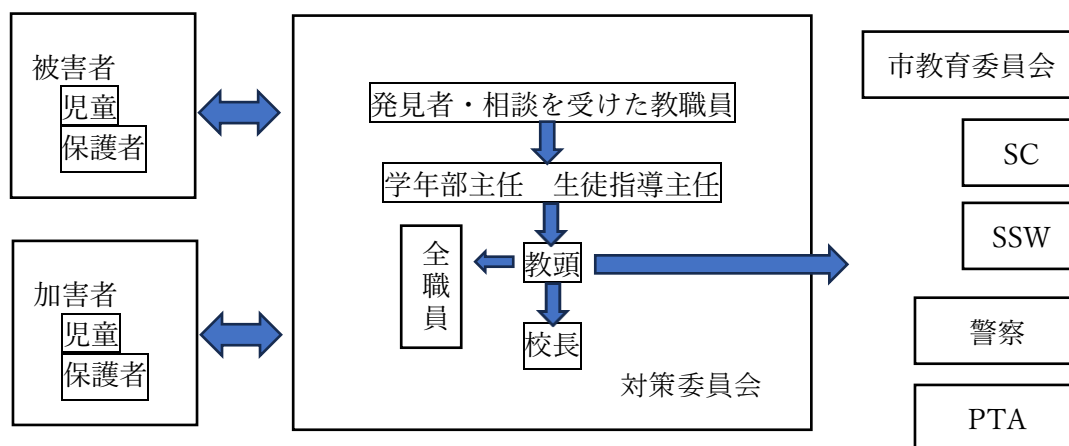
(2) 重大事態への対応

重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が年間30日の欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- ・児童や保護者から、「いじめにより重大事態に至った」と申し立てがあった場合

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に連絡し、市教育委員会の指示のもと対策委員会を設置し対応を協議する。

(3) 組織及び指導体制



5 いじめの解消に向けて

(1) いじめ解消の定義

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことが、被害児童本人及び保護者に対する面談等により確認されていること

(2) 継続的な支援

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめ解消の定義に基づき継続的な支援をしていく必要がある。

ア 学級担任は、被害児童及び加害児童の様子を注意深く観察していく。

イ 学級担任は、被害児童本人及び保護者との定期的な面談を行い、いじめが継続していないかを確認し、対策組織に報告する。

ウ 学級担任は、加害児童との面談も定期的に行い、解消に向けて継続的に支援をしていく。

(3) 対策委員会

いじめの解消は、上記にある継続的な支援のもと、対策委員会の判断で行っていく。